

ID: 39

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例規名 根拠条項	十和田市市民交流プラザ条例 第6条、第7条及び第12条
例規番号	平成25年条例第37号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条、第7条及び第12条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用できる者の資格等)</p> <p>第6条 プレイルームを使用することができる者は、小学1年生から小学3年生までの者とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 親子ふれあいスペースを使用することができる者は、小学校就学前の者及びその保護者とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 スモールオフィスを使用することができる者は、市民公益団体(教育長の認定を受けた社会教育関係団体及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与し、主に市民で構成する団体をいう。)であって、本市の区域内において主な活動を行うもののうち、市長が適当と認めるものとする。 (使用の許可)</p> <p>第7条 プラザ(プレイルーム及び親子ふれあいスペースを除き、エントランスホールにあつては、占用して使用する場合に限る。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 プレイルーム又は親子ふれあいスペースを使用しようとする者は、使用の前に市長に口頭により申し出て許可を受けなければならない。ただし、プレイルーム又は親子ふれあいスペースを占用して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、第1項又は前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けようとする者又は使用者がプラザの使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。 (2) この条例、この条例に基づく規則又は第7条第3項の許可の条件に違反するとき。 (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する</p>	

処分を行うことができる。

<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 41

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市市民交流プラザ条例 第10条		
<b>例規番号</b>	平成25年条例第37号		
<b>【基準】</b>			
<p>第10条及び十和田市市民交流プラザ条例施行規則第10条の規定による。                  (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第10条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、条例第9条第1項ただし書又は同条第2項の使用料は、第1号の規定に該当する場合を除き、減免しない。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 冷暖房の使用料並びに附属設備及び備品類の使用料以外の使用料の100分の30に相当する額から100分の100に相当する額までの範囲内で市長が定める額</p> <p>2 使用料(駐車場の使用料を除く。)の減免を受けようとする者は、市民交流プラザ使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、市民交流プラザ使用料減免決定通知書(様式第9号)により申請をした者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 42

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市市民交流プラザ条例 第11条ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成25年条例第37号		
<b>【基準】</b>			
<p>第11条及び十和田市市民交流プラザ条例施行規則第11条の規定による。                  (使用料の還付)</p> <p>第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第11条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の全額</p> <p>(2) 使用日の15日前までに第7条第3項の届出書の提出があった場合 使用料の全額</p> <p>(3) 使用日の7日前までに第7条第3項の届出書の提出があった場合 冷暖房の使用料並びに附属設備及び備品類の使用料の額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、市民交流プラザ使用料還付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、市民交流プラザ使用料還付決定通知書(様式第11号)により申請をした者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 44

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	特別の設備等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市市民交流プラザ条例 第13条		
<b>例規番号</b>	平成25年条例第37号		
<p><b>【基準】</b>                  第13条の規定による。                  (特別の設備等)                  第13条 使用者は、プラザの使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物品を搬入し、これを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 45

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市コミュニティセンター条例 第5条及び第9条		
例 規 番 号	平成30年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条及び第9条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者若しくは使用者がコミュニティセンターの使用につき次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上やむを得ない理由が生じたときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第4条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。 (2) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第2項の許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 47

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市コミュニティセンター条例 第7条
<b>例規番号</b>	平成30年条例第1号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び十和田市コミュニティセンター条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、入場料(条例別表備考4に規定する入場料その他これに類するものをいう。)を徴収してコミュニティセンターを使用する場合は、第1号の規定に該当する場合を除き、減免しない。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する行事等に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(2) 町内会(複数の町内会により組織された団体を含む。)がコミュニティ活動のために使用する場合 使用料(暖房及び冷房(以下「暖房等」という。)の使用に係る加算分を除く。)の全額</p> <p>(3) 団体等が教育、学術、文化等の向上発展を目的とした公益性の高い活動として使用する場合 使用料(暖房等の使用に係る加算分を除く。)の全額</p> <p>(4) 教育長の認定を受けた社会教育関係団体(以下「社会教育団体」という。)がその目的の達成のために使用する場合 使用料(暖房等の使用に係る加算分を除く。)の全額</p> <p>(5) 社会教育に関する講座の開設に係る教育長の登録を受けた民間教育事業者が、当該講座を実施するために使用する場合 条例別表備考5の規定を適用する前後の差額に相当する額</p> <p>(6) 小学校又は中学校が学校教育活動のために使用する場合 使用料の全額</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認められた場合 市長が別に定める額</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、社会教育関係団体は、コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第11号)により一の年度分を一括して申請することができる。</p> <p>3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、コミュニティセンター使用料減免決定通知書(様式第12号)により申請をした者に通知するものとする。</p>	
<b>標準処理期間</b>	3日
<b>備考</b>	

<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 48

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市コミュニティセンター条例 第8条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成30年条例第1号		
<b>【基準】</b>			
<p>第8条及び十和田市コミュニティセンター条例施行規則第11条の規定による。                  (使用料の還付)</p> <p>第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第8条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の全額</p> <p>(2) 使用日の3日前までに第7条第3項の届出書の提出があった場合 使用料の全額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料還付申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、コミュニティセンター使用料還付決定通知書(様式第14号)により申請をした者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 50

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	特別の設備等の許可及び変更許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市コミュニティセンター条例 第10条		
<b>例 規 番 号</b>	平成30年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (特別の設備等)</p> <p>第10条 使用者は、コミュニティセンターの使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物品を搬入し、これを使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 65

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	一般墓地の使用許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市霊園条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第140号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条、及び第8条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。                  (使用許可)</p> <p>第5条 霊園一般墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可を受けることができる者の資格)</p> <p>第8条 第5条の許可を受けることができる者は、合葬墓の使用許可を受けていない者で、本市に住所を有するものとする。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 67

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	一般墓地使用权の承継及び譲渡の承認又は許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例 第10条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (使用权の承継及び譲渡)</p> <p>第10条 一般墓地を使用する権利(以下この章において「使用权」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ承継し、又は譲渡することができない。</p> <p>(1) 相続人又は祭祀を主宰する者が承継するとき。</p> <p>(2) 使用者が親族又は縁故者に譲渡するとき。</p> <p>2 前項の規定により、使用权を承継し、又は譲渡しようとする者は、あらかじめ、市長の承認又は許可を受け、名義変更の手続をとらなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 71

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	管理手数料の減免								
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市霊園条例 第14条第3項								
<b>例規番号</b>	平成17年条例第140号								
<p><b>【基準】</b>                  第14条の規定による。                  (管理手数料)                  第14条 使用者は、次の表に定める額の管理手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 80%;">1区画1年分の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td style="text-align: right;">2,460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める管理手数料は、毎会計年度開始後6か月以内に市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、年度の中途において使用許可を受ける者については、その都度全額納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、必要があると認めた場合は、第1項の管理手数料を減額し、又は免除することができる。</p>				種別	1区画1年分の金額	第1種	4,290円	第2種	2,460円
種別	1区画1年分の金額								
第1種	4,290円								
第2種	2,460円								
<b>標準処理期間</b>	3日								
<b>備考</b>									
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日						

ID: 73

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	一般墓地墳墓の改葬及び継続使用の許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例 第16条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第16条の規定による。 (墳墓の改葬及び継続使用)</p> <p>第16条 市長は、第12条第1項の規定に該当する者があるときは、法定手続をとり、埋蔵された焼骨及び墳墓施設を一定の場所に移転し、改葬することができる。</p> <p>2 使用権が消滅した後において、前項の規定による改葬前に従前使用者の親族又は縁故者がその場所の使用を申し出たときは、市長は、特にこれを許可することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 75

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	一般墓地使用許可証の再交付		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例施行規則 第5条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年規則第125号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (許可証)</p> <p>第5条 一般墓地の使用許可は、一般墓地使用許可証（様式第7号）を交付してこれを行う。</p> <p>2 前項の許可証を亡失し、又は汚損したときは、一般墓地使用許可証再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 2001

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	合葬墓 使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市霊園条例 第17条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第140号		
<b>【基準】</b>			
<p>第17条及び18条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第17条 合葬墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (使用許可を受けることができる者の資格)</p> <p>第18条 前条の許可を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一般墓地の使用許可を受けていない者で、本市に住所を有し、次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 現に焼骨を所持している者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 霊園以外の墓地から改葬しようとする者</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 満70歳以上の者で、自己の死亡後にその焼骨を合葬墓に埋蔵する者を選任しているもの</p> <p>(2) 一般墓地の使用許可を受けていない者で、本市以外に住所を有し、死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨を現に所持しているもの</p> <p>(3) 一般墓地から合葬墓に改葬し、一般墓地を返還しようとする者</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和6年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 2002

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	合葬墓 使用権の承継及び譲渡の承認又は許可		
<b>例規名</b>	十和田市霊園条例 第20条		
<b>根拠条項</b>	十和田市霊園条例施行規則 第19条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第140号		
<b>【基準】</b>			
<p>条例第20条及び条例施行規則第19条の規定による。                  (使用権の承継及び譲渡)</p> <p>第20条 合葬墓を使用する権利（以下この章において「使用権」という。）は、承継し、又は譲渡することができない。ただし、規則で定める者が承継する場合は、この限りではない。                  (使用権の承継)</p> <p>第19条 条例第20条の規則で定める者は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 合葬墓に焼骨を埋蔵する前に合葬墓使用者が死亡した場合における当該使用者の祭祀を主宰する者又はその親族若しくはその縁故者</p> <p>(2) その他市長が適当と認める者</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和6年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 2003

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	臨時使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市霊園条例 第24条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第140号		
<b>【基準】</b>			
<p>第24条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (臨時使用)</p> <p>第24条 碑石、形像類の建設又は墳墓構築工事その他公衆の便益のために霊園を臨時に使用する場合は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する使用に係る使用料は1日につき200円とし、使用許可と同時に納付しなければならない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 2004

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	合葬墓 許可証の再交付		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例施行規則 第15条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年規則第125号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条の規定による。 (許可証)</p> <p>第15条 合葬墓の使用許可は、合葬墓使用許可証(様式第15号)を交付してこれを行う。</p> <p>2 前項の許可証を亡失し、又は汚損したときは、合葬墓使用許可証再交付申請書(様式第16号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和6年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日